

令和元年秋の全国交通安全運動 沖縄県実施要綱

—令和元年9月21日(土)～9月30日(月)—



平成30年度JA共済交通安全ポスター沖縄県コンクール
(JAおきなわ特別奨励賞)

平良第一小学校4年生(受賞時)新城 萌依 さんの作品

沖縄県交通安全推進協議会

令和元年秋の全国交通安全運動 沖縄県実施要綱

第1 目的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

第2 期間

- 1 運動期間
令和元年9月21日（土）から30日（月）までの10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日
9月30日（月）

第3 主 唱

沖縄県交通安全推進協議会

第4 推進機関・団体等

別紙1「沖縄県交通安全推進協議会推進機関・団体」（以下「推進機関・団体」という。）のとおり

第5 運動のスローガン

歩行者を 守る気づかい 思いやり

第6 運動重点

- 1 全国重点
 - (1) 子供と高齢者の安全な通行の確保
 - (2) 高齢運転者の交通事故防止
 - (3) 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
 - (4) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
 - (5) 飲酒運転の根絶

【趣旨】 全国重点を5点とする趣旨は以下のとおりである。

- (1) 次代を担う子供のかげがえのない命を社会全体で交通事故から守ることが重要であるにもかかわらず、依然として道路において子供が危険にさらされていること、また、高齢者の交通事故死者数が、交通事故死者数全体の半数以上を占め、その減少が強く求められていること
- (2) 高齢運転者による重大交通事故が発生していること
- (3) 秋口における日没時間の急激な早まりとともに、例年、夕暮れ時や夜間には、

重大事故につながるおそれのある交通事故が多発し、歩行中・自転車乗用中の死亡事故が増加すること

- (4) 自動車乗車中における後部座席シートベルトの着用率やチャイルドシートの使用率がいまだ低調であること
- (5) 重大事故の原因となる飲酒運転による悲惨な交通事故が依然として後を絶たないこと

2 地域重点（沖縄県独自の重点項目）

二輪車の交通事故防止（無謀な運転の防止・マナーアップの推進）

第7 全国重点に関する主な推進項目

以下のとおり各重点に掲げる項目を中心に、参加・体験・実践型の交通安全教育や広報啓発活動、街頭での交通安全指導や保護・誘導活動を実施する。

1 子供と高齢者の安全な通行の確保

(1) 幼児・児童の交通事故防止のための実施内容

ア 通学路、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等における幼児・児童の安全の確保

イ 安全に道路を通行することについての日常生活における保護者から幼児・児童への教育の促進

(2) 高齢者の交通事故防止のための実施内容

ア 高齢者による自身の身体機能の変化に対する的確な認識とこれに基づく安全行動の促進

イ 高齢歩行者の死亡事故の特徴（走行車両の直前直後横断等の法令違反が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の実施

2 高齢運転者の交通事故防止

(1) 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰え）が交通行動に及ぼす影響などの安全教育及び広報啓発

(2) 自動ブレーキ及びペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載されたセーフティ・サポートカーS（略称:サポカーS）の普及啓発

(3) 身体機能の低下等により安全な運転に不安のある運転者等に対する運転適性相談窓口の積極的な周知及び利用促進

(4) 運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発による自主返納の促進

(5) 70歳以上の運転者に対する高齢者マークの使用促進、高齢者マークを表示している自動車への保護義務の周知徹底

(6) 高齢者の運転に関する家庭内での話し合いの促進

3 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

(1) 反射材用品等の着用の促進

(2) 自転車乗用中の交通事故防止のための実施内容

ア 「自転車安全利用五則」を活用した自転車の通行ルール，前照灯の点灯，交差点での信号遵守と一時停止・安全確認等の交通ルール・マナーの周知徹底

イ 二人乗り，並進，飲酒運転の禁止の徹底と，傘差し，スマートフォン等使用，イヤホン使用等の危険性の周知徹底

ウ 幼児・児童の乗車用ヘルメット着用の徹底と，高齢者や中学・高校生等の自転車利用者に対するヘルメットの着用の促進

エ 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用と，幼児二人同乗用自転車の安全利用の促進

オ 自転車通行空間が整備された箇所における通行ルールの周知徹底

カ 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入の促進

(3) 自動車運転者に対する実施内容

ア 夕暮れ時における自動車の前照灯の早め点灯の励行

イ 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用の励行

ウ 横断歩道における歩行者優先の徹底と子供，高齢者，障害者等に対する思いやりのある運転の促進

エ 運転中のスマートフォン等の操作等の禁止の徹底

4 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

(1) 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの着用義務の周知徹底

(2) シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の必要性・効果に関する理解の促進

(3) シートベルトの高さや緩みの調整，チャイルドシート本体の確実な取付け方法及びハーネス（肩ベルト）の締付け方等，正しい使用方法の周知徹底

(4) 高速乗合バス及び貸切バス等の事業者に対し，全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の強化

5 飲酒運転の根絶

(1) 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等を通じた，飲酒運転を絶対に許さない環境づくりの促進

(2) 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進

(3) 飲酒運転の悪質性・危険性を理解させるなど，飲酒運転をさせない運転者教育の推進

(4) 自動車運送事業者による点呼時におけるアルコール検知器の使用等，飲酒運転の

根絶に向けた取組の実施

第8 地域重点に関する主な推進項目

令和元年6月末の県内の二輪車乗車中の死者数は5人で、全死者数(9人)の55.6%と半数を占めていることから、二輪車の安全利用を促進し、二輪車利用者の無謀な運転を防止し、交通安全意識の高揚(マナーアップ)を図るため、次の項目を推進する。

1 二輪車の交通事故防止(無謀な運転の防止・マナーアップの推進)

- (1) 交差点における一時停止, 安全確認の徹底
- (2) スピード超過, 渋滞時のすり抜け, 路肩走行, 無理な追い越しや車線変更, 走行中の携帯電話使用等の危険性についての周知徹底
- (3) 適正なヘルメット着用(あごひもの装着等)の徹底とプロテクター装着の促進
- (4) 二輪車の点検整備など適正な保守管理の促進
- (5) 二輪車安全運転5則(別添「各種運動のスローガン」参照)の徹底
- (6) 家庭・地域ぐるみによる暴走族三ない運動(暴走行為をしない, させない, 見に行かない)の徹底

第9 運動の実施要領

運動の実施に当たっては、交通事故により、いまだ多くの人々が犠牲になり、あるいは心身に損傷を負っている厳しい交通事故情勢が県民に正しく理解・認識され、前記第6から第8に掲げた運動重点及び推進項目の趣旨(以下「本運動の趣旨」という。)が県民各層に定着して、県民一人一人が交通ルールを守り、相手に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って交通マナーを実践するなど交通事故の防止に寄与するよう、以下の要領に従い効果的に運動を展開するものとする。

その際、交通事故被害者等の視点に配慮するとともに、交通事故犠牲者に対する哀悼の意を表するものとする。

さらに、交通安全に対する県民の更なる意識の向上を図り、県民一人一人が交通事故に注意して行動することにより、交通事故の発生を抑止することを目的とした「交通事故死ゼロを目指す日」を実施する。

1 推進機関・団体における実施要領

- (1) 推進機関・団体は、相互間はもとより関係機関・団体等との連携を密にし、支援協力体制を保持するとともに、具体的な実施計画を策定し、推進体制を確立するものとする。
- (2) 推進機関・団体は、組織の特性をいかして地域住民が参加しやすいように創意工夫し、参加・体験・実践型の各種交通安全教育、街頭キャンペーン、交通安全教材等の提供、被害者等の視点を取り入れた啓発活動、作文・標語等の募集と活用など

の諸活動を展開し、又は支援するものとする。

- (3) 推進機関・団体は、テレビ、ラジオ、新聞、広報誌(紙)、インターネット、携帯端末、ポスター、広報車等、各種の媒体を活用して対象に応じた広報啓発活動を活発に展開するとともに、これらの各種メディアに対し、運動を効果的に推進するための情報提供を積極的に行い、交通安全意識の高揚を図るものとする。
- (4) 推進機関・団体は、所属の全職員に対し、本運動の趣旨を周知し、職員自身が交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転を励行するとともに、率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配意をするものとする。
- (5) 県及び市町村は、以下のような諸活動を展開し、又は情報提供等の支援をするものとする。その際、民間団体及び交通ボランティア等との幅広い連携を図るとともに、高齢化が進む交通ボランティアの活性化と若者の交通安全意識の向上を図るため、運動への若者の参加促進に努めるものとする。

ア 地域、家庭等における活動

- (ア) 世代間交流を視野に入れた参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催
- (イ) 住民を主体とした交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による危険箇所の把握と解消
- (ウ) 家庭内での話し合い等を通じた交通安全意識の高揚、安全な交通行動の実践
- (エ) 交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者等に対する家庭訪問等による地域ぐるみでの交通安全指導の推進

イ 幼稚園、保育所、認定こども園及び小学校等における活動

- (ア) 子供と保護者が一緒に学ぶ参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による、歩行中の安全な通行方法や自転車の安全利用等の基本的な交通ルール・マナーの教育
- (イ) 保護者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による子供の目線からの危険箇所の把握と解消

ウ 福祉施設等高齢者が利用する機会の多い施設等における活動

- (ア) 参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による歩行中・自転車乗用中の安全な交通行動等の指導
- (イ) 関係者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による高齢者にとっての危険箇所の把握と解消

エ 職域における活動

- (ア) 事業所等の業務形態に対応した交通安全教室等の開催
- (イ) 飲酒運転・無免許運転・危険ドラッグを使用した上での運転等による交通事故の実態及び悪質性・危険性の周知
- (ウ) 交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転の励行

- (エ) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- (オ) 自転車利用者に対する交通ルールの遵守の徹底
- (カ) 社内における広報啓発活動や職員による地域の交通安全啓発活動への参加の促進

2 協賛団体における実施要領

協賛団体は、推進機関・団体を始め他の関係機関・団体等との連携を密にして、地域と一体となった運動が展開されるよう上記1に準じ、組織の特性に応じた取組を推進するとともに、職員に対して本運動の趣旨等を周知し、職員自身が率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をするものとする。

第10 運動の実施事項

1 運転者の実施事項

- (1) 飲酒運転の危険・反社会性を十分認識し、「少しの距離だから、これくらいの量なら大丈夫」等という気持ちを捨て、飲酒運転は絶対にしないとの強い信念を持つこと。（事故を起こしたときの代償が大きいことの認識）翌日に自動車を運転する予定がある場合には、飲酒を控える。（二日酔い運転の防止）
また、無免許運転・危険ドラッグを使用した上での運転等の悪質性・危険性についても認識すること。
- (2) 無謀運転、暴走行為の反社会性を自覚し、正しい交通マナーを実践することにより人に優しい運転を心がける。
- (3) 「高齢運転者標識（高齢運転者マーク）」を付けた車両や高齢歩行者の保護に徹した「高齢者への思いやり」を基調とした安全運転を励行する。
- (4) 高齢運転者は、参加・体験・実践型等の交通安全教育や運転適性診断を積極的に受け、自分自身の運転適応能力に応じたゆとりのある運転を励行する。
- (5) シートベルトを自ら正しく着用するとともに、助手席同乗者だけでなく、後部座席同乗者にも正しく着用させる。
- (6) 幼児・児童を同乗させる場合は、子供の体格に合ったチャイルドシート等を正しく装着させる。
- (7) 歩行者や対向車に自車の接近を知らせるために「見せること、見られること」の「早めのライト点灯」を励行する。
- (8) 対向車や先行車がない状況においては、走行用前照灯（いわゆるハイビーム）の使用を心がけ、夜間の交通事故防止に努める。
- (9) 運転中のスマートフォン操作等、いわゆる「ながら運転」をしない。
- (10) 走行中の車間距離に注意し、優先妨害、割り込み等の事故を常に意識して運転に臨む。
- (11) 二輪車の運転者は左折時の巻き込みや、右折車と直進車による事故には十分配慮すること。また、二輪車安全運転5則を遵守し、渋滞時及び走行時のすり抜けや、無理な車線変更等危険な運転をしない。

2 地域・家庭における実施事項

- (1) 速度超過等無謀運転や飲酒運転の危険性・迷惑性・反社会性、事故の及ぼす影響の大きさについて家族で話し合い、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付ける。
- (2) 自動車(二輪車)で出かける際は、速度超過等無謀運転や飲酒運転を絶対にしないよう、また、自動車にあつてはシートベルト・チャイルドシートの正しい装着、二輪車にあつては適正なヘルメットの着用(あごひもを装着)とすり抜け運転をしないよう、家族、友人等の同行者がお互いに声かけを励行する。
- (3) 各種行事を通じて、飲酒運転、無謀運転等の危険性・迷惑性・反社会性や、事故を起こしたときの責任の重大性について認識させ、飲酒運転・無謀運転等を許さない気運の醸成を図る。
- (4) 地域で行う会合等で交通事故被害者の声、体験を生かした啓発活動を推進し、飲酒運転・無謀運転等の追放気運の醸成を図る。
- (5) 各種行事・会合や家庭向け広報媒体(回覧板、チラシ)を活用し、早めのライト点灯と反射材の必要性についての啓発に努める。
- (6) 高齢者に接するあらゆる機会を利用して、交通安全思想の普及に努めるとともに、高齢者と暮らす家族の役割の重要性を理解し、家庭における交通安全教育を実践するほか、外出時の声かけなどに努める。
- (7) 交通安全講習会へ積極的に参加するなど、飲酒運転の危険性、歩行時の事故状況、交差点事故状況等をよく理解し、交通安全について家族ぐるみで配意する。
- (8) 運転中・歩行中のスマートフォン操作等、いわゆる「ながら運転」、「歩きスマホ」について、危険性を認識する。

3 職場における実施事項

- (1) 事業所等において、交通安全講習会等を開催する際は、子供と高齢者を交通事故から守る意識の高揚を図る。
- (2) 事業所等において、高齢運転者の健康増進を図るとともに、高齢運転者に対しては、運転適性診断等の一層の活用を努め、交通事故防止を図る。
- (3) 事業所等の管理者は、朝礼、日常点検等の機会をとらえ、従業員に対しシートベルト及びチャイルドシートの正しい着用について繰り返し指導し、事業所総ぐるみで着用の習慣付けを図るとともに、社内広報紙(誌)等を活用し啓発に努める。
- (4) 事業所等において、二輪車の利用者に対し、適正なヘルメットの着用(あごひもを装着)と、すり抜け運転をしないよう繰り返し指導し、二輪事故防止に努める。
- (5) あらゆる機会を利用して、早めのライト点灯の効果、必要性について啓発し、職場ぐるみで、「早めのライト点灯」の環境作りに努める。
- (6) 朝礼や会議等の人が集まるときに、飲酒運転の悪質性、危険性及び反社会性を各人に認識させるとともに、アルコールや体調チェックを行うなど自らの職場から飲酒運転者を絶対に出さない等飲酒運転の追放気運醸成を図る。また、無免許運転・

危険ドラッグを使用した上での運転等の悪質性・危険性についても認識させる。

(7) 対向車や先行車がない状況においては、走行用前照灯（いわゆるハイビーム）の使用を心がけ、夜間の交通事故防止に努めるよう周知を図る。

(8) 運転中・歩行中のスマートフォン操作等、いわゆる「ながら運転」，「歩きスマホ」について、危険性の周知を図る。

4 推進機関・団体における実施事項

別紙2「推進機関・団体の実施事項」のとおり。

第11 効果評価の実施

推進機関・団体は、運動終了後にその効果の評価を行い、実施結果を的確に把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう施策の検証に努めるものとする。

第12 未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策を踏まえた運動の推進

推進機関・団体は、本運動の実施に当たっては、「昨今の事故情勢を踏まえた交通安全対策に関する関係閣僚会議」において決定された「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」（別添）の趣旨を踏まえ、未就学児を中心とした子供が日常的に集団で移動する経路の安全確保に係る対策及び高齢運転者による交通事故防止対策が効果的に推進されるよう努めるものとする。

第13 報告

各市町村交通安全推進協議会（各市町村）は、実施計画及び実施結果を次のとおり、沖縄県交通安全推進協議会幹事長（沖縄県子ども生活福祉部消費・暮らし安全課長）に報告するものとする。

1 実施計画の報告

「様式第1」により、8月26日(月)までに必着のこと。

2 実施結果の報告

「様式第2～5」により、10月21日(月)までに必着のこと。

なお、本運動に関する施策等でマスコミ等から大きな反響を得たものについては、当該新聞記事等を添えて、その都度、報告願います。

沖縄県交通安全推進協議会 推進機関・団体 【順不同】

官公庁

沖縄県
市町村
沖縄県警察
沖縄県教育委員会
沖縄県市長会
沖縄県町村会
内閣府沖縄総合事務局
在沖縄自衛隊
沖縄労働局
沖縄気象台

交通・運輸関係団体

公益財団法人沖縄県交通安全協会連合会
西日本高速道路株式会社沖縄管理事務所
沖縄県交通安全母の会連絡協議会
公益社団法人沖縄県トラック協会
一般社団法人沖縄県バス協会
一般社団法人沖縄県ハイヤー・タクシー協会
沖縄県個人タクシー事業協同組合
沖縄中部個人タクシー事業協同組合
那覇個人タクシー事業協同組合
琉球個人タクシー事業協同組合
一般社団法人沖縄県レンタカー協会
一般社団法人日本自動車連盟沖縄支部
一般社団法人沖縄県指定自動車学校協会
沖縄県自動車販売協会
沖縄県中古自動車販売協会
沖縄県軽自動車協会
沖縄県二輪車普及安全協会
沖縄県自転車商協同組合
一般社団法人沖縄県自動車整備振興会
沖縄県自動車整備商工組合
軽自動車検査協会沖縄事務所
独立行政法人自動車事故対策機構沖縄支所
自動車安全運転センター沖縄県事務所
日本道路交通情報センター那覇センター
損害保険料算出機構沖縄自賠責損害調査事務所
一般財団法人沖縄県自動車標板協会
一般社団法人全国道路標識・標示業協会沖縄支部
私鉄沖縄県労働組合連合会
沖縄都市モノレール株式会社

教育関係団体

沖縄県小学校長会
沖縄県中学校長会
沖縄県高等学校長協会
沖縄県幼稚園協会
沖縄県私立保育園連盟
一般社団法人沖縄県PTA連合会
沖縄県高等学校PTA連合会
一般財団法人沖縄県私学教育振興会
社会福祉法人日本保育協会沖縄県支部
沖縄県保育士会
沖縄県高等学校生徒指導研究会
沖縄県学校安全教育推進協議会
体力づくり沖縄県民会議
沖縄県教職員組合

青少年・福祉関係団体

公益社団法人沖縄県青少年育成県民会議
社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会
財団法人日本ボーイスカウト沖縄県連盟
社団法人ガールスカウト日本連盟沖縄県支部
公益財団法人沖縄県老人クラブ連合会
沖縄県公民館連絡協議会
社会福祉法人沖縄肢体不自由児協会
社会福祉法人沖縄県視覚障害者福祉協会
沖縄県知的障害者福祉協会
社会福祉法人沖縄県身体障害者福祉協会
公益財団法人沖縄県交通遺児育成会
沖縄県青年団協議会

その他関係機関団体

一般社団法人沖縄県経営者協会
一般社団法人沖縄県建設業協会
一般社団法人沖縄県銀行協会
日本赤十字社沖縄県支部
社団法人沖縄県医師会
沖縄県清涼飲料協会
沖縄県社交飲食業生活衛生同業組合
日本青年会議所沖縄地区協議会
沖縄県青年団協議会
全国共済農業協同組合連合会沖縄県本部
沖縄県消防長会
公益財団法人沖縄県消防協会
沖縄県人権擁護委員連合会
建設業労働災害防止協会沖縄県支部
沖縄県石油商業組合
一般社団法人沖縄県労働基準協会
沖縄弁護士会
沖縄県内各ライオンズクラブ
沖縄県内各ロータリークラブ
在日米軍沖縄事務所
沖縄県保護司会連合会
沖縄県飲食業生活衛生同業組合
一般社団法人日本損害保険協会沖縄支部
沖縄県酒造組合
一般社団法人沖縄県損害保険代理業協会
(以上 9 1 機関団体)

協賛団体

沖縄タイムス社	朝日新聞那覇支局
琉球新報社	毎日新聞那覇支局
琉球放送	読売新聞那覇支局
ラジオ沖縄	産経新聞那覇支局
沖縄テレビ	共同通信那覇支局
琉球朝日放送	時事通信那覇支局
エフエム沖縄	日本テレビ那覇支局
NHK沖縄放送局	日本経済新聞那覇支局
宮古新報	宮古テレビ
宮古毎日新聞	石垣ケーブルテレビ
八重山日報	
八重山毎日新聞	(以上 2 2 団体)

独立行政法人日本スポーツ振興センター沖縄県支部

推進機関・団体の実施事項

県	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村、関係機関・団体等との連絡調整及び地域における交通安全運動推進の支援 2 ポスター・チラシ・懸垂幕等広報資料による啓発活動 3 広報車等による交通安全広報の実施 4 ラジオ、新聞等マスメディアを活用した交通安全広報の実施 5 その他交通安全活動の推進
市町村	<ol style="list-style-type: none"> 1 推進会議の開催と地域住民に対する交通安全運動の周知 2 市町村広報紙（誌）等による地域住民への交通安全の啓発 3 交通指導員等との連携による街頭指導の実施 4 ポスター・チラシ、横断幕等広報資料による啓発 5 広報車等による地域内の交通安全広報の啓発 6 自治会放送等の有（無）線放送による交通安全広報の実施 7 各種の交通安全教育及び講習会の開催 8 老人クラブ等と連携したヒヤリ地図作製の推進 9 スクールゾーン・シルバーゾーン等の交通安全施設の点検 10 その他交通安全活動の推進
警察	<ol style="list-style-type: none"> 1 飲酒運転や速度違反、暴走行為等、悪質・危険・迷惑性の高い違反の取締り強化 2 シートベルト・チャイルドシート使用義務違反に対する重点的・集中的指導取締りの実施 3 二輪車の通行帯違反や追い越し違反等に対する取り締まりの実施や適正なヘルメット着用（あごひも装着等）の指導 4 交通安全教育の実施 5 交通安全教育車（かりゆしⅡ号）を活用した高齢者及び児童・生徒等への交通安全教育の実施 6 ポスター・チラシ・懸垂幕等による広報啓発活動 7 地域交通安全活動推進委員による啓発活動の実施 8 交通安全施設の整備・充実 9 関係機関・団体に対する交通事故統計分析資料の提供 10 交通安全協会連合会（地区安協）等の関係団体との連携による各種活動の推進 11 その他交通安全活動の推進

教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 新入学(園)児童、生徒等に対する交通安全教育の徹底 2 P T A等との連携による登下校(園)時における街頭指導の充実 3 学校新聞や学級連絡票等による児童生徒及び保護者に対する啓発 4 シートベルト・チャイルドシートの普及の高揚 5 暴走族三ない運動の児童、生徒への周知徹底 6 広報活動その他交通安全活動の推進 7 高等学校における参加・体験・実践型の交通安全教室の開催
道路管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 定期的な道路パトロールの実施 2 交通安全施設の点検整備の実施 3 道路における障害物の除去等道路交通環境の整備 4 その他交通安全活動の推進
交通安全協会連合会 (地区安全協会)	<ol style="list-style-type: none"> 1 各地区交通安全協会(連合会)等との連携による推進 2 ポスター・チラシ、横断幕等による啓発 3 街頭広報車等による交通安全広報活動の実施 4 街頭指導活動の実施 5 推進機関・団体の行う各種行事に対する協力・支援活動 6 反射材用品及び高齢者運転標識の貼付・普及促進 7 シートベルトコンビンサーを活用したシートベルト着用意識の高揚 8 子供と高齢者の交通事故防止等重点事項に関するキャンペーンの実施 9 各種イベントを通じての参加・体験・実践型交通安全教育の実施 10 事業所における安全運転管理活動の促進 11 その他交通安全活動の推進
交通安全 母の会	<ol style="list-style-type: none"> 1 各種会合の場を利用した交通安全講習会、研修会の開催 2 家庭、地域に根ざした交通事故防止キャンペーンの推進 3 街頭指導の実施 4 高齢者のいる家庭などへの積極的な訪問指導の実施 5 その他交通安全活動の推進
その他 推進機関・団体 と協賛団体	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通安全運動に伴う連絡会議の開催 2 職員等に対する交通安全運動の周知徹底 3 社内放送施設等を活用した広報の実施 4 広報誌(社内誌)等による交通安全の啓発 5 ポスターや立て看板等の掲出による広報 6 職員等に対する交通安全教育の徹底 7 その他交通安全活動の推進

各種運動のスローガン

飲酒運転四（し）ない運動

- | | |
|---------|----------------|
| 運転者は | ・運転するなら酒を飲まない |
| | ・酒を飲んだら運転しない |
| 家庭・地域では | ・運転する人に酒をすすめない |
| | ・酒を飲んだ人に運転させない |

安全運転5則

- | | |
|---|--------------------|
| 1 | シートベルトを着用し、安全速度を守る |
| 2 | カーブの手前ではスピードを落とす |
| 3 | 交差点では必ず安全を確かめる |
| 4 | 一時停止で横断歩行者の安全を守る |
| 5 | 飲酒運転は絶対にしない |

高速交通安全5則

- | | |
|---|--------------------|
| 1 | シートベルトを着用し、安全速度を守る |
| 2 | 十分な車間距離をとる |
| 3 | 割り込みをしない |
| 4 | わき見運転をしない |
| 5 | 路肩を走行しない |

車線を守る五つの基本

- | |
|-------------------|
| ・キープレフトの励行 |
| ・安全な速度の励行 |
| ・飲酒運転はしない |
| ・無理な追い越し、割り込みはしない |
| ・路上駐車をしない |

二輪車安全運転5則

- | | |
|---|-------------------|
| 1 | カーブの手前ではスピードを落とそう |
| 2 | 安全速度は必ず守ろう |
| 3 | 交差点では必ず安全を確かめよう |
| 4 | 急な進路変更や割り込みはやめよう |
| 5 | ヘルメットは正しくかぶろう |

暴走族三ない運動

- | | |
|---|-------------|
| ☆ | 暴走行為をしない |
| ☆ | 暴走行為をさせない |
| ☆ | 暴走行為を見に行かない |

自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用